

## 新野川第一発電所及び野川第二発電所の売電に係る 公募型プロポーザル募集要領

### 1 目 的

この要領は、山形県企業局（以下「企業局」という。）が所有する新野川第一発電所及び野川第二発電所の電力受給契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

本発電所は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた発電所である。本発電所の売電は、再エネ特措法第 18 条第 1 項の規定に基づき電気事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給により行うものである。

### 2 売電の概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 件 名  | 新野川第一発電所及び野川第二発電所の売電                                |
| (2) 売電内容 | 別紙「新野川第一発電所及び野川第二発電所の売電に係る仕様書」<br>のとおり              |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで                        |
| (4) 売電期間 | 令和 6 年 4 月 1 日 0 時 から 令和 9 年 3 月 31 日 24 時 までの 3 年間 |

### 3 応募に関する事項

#### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（複数の者が共同で参加するもの（以下「グループ」という。）を含む。以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

なお、グループでの参加の場合は、②の要件以外についてはグループの全構成員が満たす必要がある。

- ① 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること。
- ② 令和 4 年度において、小売電気事業者として山形県内における電気の販売実績（グループの場合は全構成員）があること。また、山形県内外を問わず、販売した電力量が 76,579,000 kWh 以上（グループの場合は構成員のうち 1 者以上）であること。
- ③ これまでに、再エネ特措法第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第 4 項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 労働保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑦ 参加申込の受付開始日から審査結果の通知の日までの期間において、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者でないこと。
- ⑨ 次のいずれにも該当しないこと。

- イ 役員等（参加者（グループの場合は構成員のいずれか）が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、参加者（グループの場合は構成員のいずれか）が法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ヘ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。）であること。

#### 4 参加申込及び資格審査

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の提出書類等を提出すること。

##### (1) 提出書類及び提出部数

- |              |    |
|--------------|----|
| ① 参加申込書（様式1） | 1部 |
| ② 誓約書（様式2）   | 1部 |
| ③ 会社概要書（様式3） | 1部 |
| ④ 会社のパンフレット等 | 1部 |
| ⑤ 別表1に定める書類  | 1部 |

※ グループの場合は、全ての構成員において上記②～⑤を提出すること。

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| ⑥ 企画提案書（様式4） | 7部（1部を正本とし残り6部は複写で可） |
|--------------|----------------------|
- ・企画提案書は、表紙を除きA4縦15ページ以内とすること。
  - ・「非化石価値の活用」については別表2、「地域への貢献・還元事業」については別表3を各々参考にして、山形県民又は山形県内企業にとって効果的な取組みを提案すること。
  - ・グループの場合、それぞれの構成員の電力受給契約における役割及び企業局から受電する電力量の割合を様式3「備考」欄に記載すること。

##### (2) 提出期間

- ア 上記①～⑤（別表1に定める書類のうち財務諸表を除く。）  
令和5年10月20日（金）9時～令和5年11月6日（月）17時
- イ 上記⑤（別表1に定める書類のうち財務諸表）～⑥  
令和5年11月15日（水）9時～令和5年11月22日（水）17時

##### (3) 提出先

「10 提出・問合せ先」（以下「提出先」という。）へ提出すること。

##### (4) 提出方法

- 4（1）の提出書類の提出は、郵送又は持参によるものとする。
- ① 郵送の場合は、配達証明付きの郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
  - ② 持参する場合は、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定す

る休日を除き、提出時間は午前9時から午後5時までとする。

(5) 参加辞退

参加申込書の提出後に、参加を辞退する場合は、事前連絡の上、参加辞退届（様式5）を提出先へ郵送又は持参すること。

(6) 参加資格の審査

本プロポーザルに係る参加資格の審査は、4（2）アに規定する参加申込書の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果を令和5年11月13日（月）までに通知する。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① この要領に定めた参加資格が備わっていない場合
- ② 参加申込書、企画提案書等（以下「提出書類」という。）の提出方法、提出日等がこの要領に適合しなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ④ 買取価格が企業局の設定した最低価格（非公表）を下回る提案である場合
- ⑤ 「地域への貢献・還元事業」の提案がなかった場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

(8) 企画提案書の審査

企画提案書において前項の該当の有無を審査し、その結果を令和5年11月27日（月）までに通知する。なお、プレゼンテーションへの参加資格を有すると認められた参加者（グループの場合は代表者）には、プレゼンテーションの日時・場所等を併せて通知する。

(9) その他

- ① 参加者又はグループにつき、参加申込書、企画提案書の提出は1件とする。
- ② グループの場合、予め定めた代表者が申請書類の取りまとめ及び手続き等を担当するものとする。（以降の企画提案に関する事項や契約締結に関する各種手続きについても同様とする。）

## 5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

この要領及び別に定める「新野川第一発電所及び野川第二発電所の売電に係る仕様書」に係る質問は、質問書（様式6）により原則として電子メールで行うものとし、件名を「新野川第一発電所及び野川第二発電所の売電に関する問合せ」として、提出先へ提出の上、電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問受付期限

令和5年10月30日（月）17時 まで

(3) 質問への回答

質問への回答は、質問者名を伏せた上で、令和5年11月2日（木）までに山形県のホームページにより行う。

ただし、参加者独自の企画提案に係る質問の場合は原則非公開とし、質問者のみに電子メール等で回答する。

(4) 企画提案書の記述内容に関する質問

提出のあった企画提案書の内容について、必要に応じ、企業局から参加者（グループの場合は代表者）に対して説明を求めることがある。

## 6 企画の提案及び評価基準

(1) 企画提案（プレゼンテーション）

企画提案はプレゼンテーションにより行うものとし、日時等は次のとおりとする。

- ① 日 時 令和5年12月上旬（予定）
  - ② 場 所 山形県庁（予定）
  - ③ 時 間 1提案あたり、プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内とするが、企業局の都合により調整することがある。
  - ④ 説 明 者 1提案あたり、参加人数は5名以内とする。
  - ⑤ 説明方法 プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用すること。説明会場でのパソコン及びプロジェクター等の使用は認めない。
  - ⑥ そ の 他 プレゼンテーションでは、提出のあった企画提案書以外の追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、質疑に関する説明のための追加資料については配布を認める。
- (2) 審査は企業局が設置する審査委員会において、評価基準（別表4）に基づき提出書類及びプレゼンテーションによる評価を行い、評価点数の合計が最も高い者を契約候補者、契約候補者の次に高い評価点数の者を次点者として選定する。  
ただし、同点の場合は、審査員の合議により決定するものとする。
- (3) 審査結果の通知  
審査結果は、各参加者（グループの場合は代表者）に対し書面により通知する。
- (4) その他  
予め通知した日時・場所でのプレゼンテーションへ出席しなかった場合は失格とする。

## 7 契約締結

- (1) 審査結果に基づき、契約候補者と契約締結に向けた手続きを行うものとする。
- (2) 契約候補者と契約条件等で合意に至らなかった場合又は契約候補者が「4（7）失格事項」に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、次点者と契約締結に向けた手続きを行うことがある。
- (3) 契約にあたっては、契約書を取り交わすものとする。
- (4) グループの場合は、全構成員と連名で契約するものとし、契約締結後は、全構成員が共同連帯し契約内容を履行するものとする。
- (5) 契約保証金として、契約金額（買取価格×契約期間中の予定売電電力量（229,738,000kWh（3年間））+消費税等相当額）の100分の10に相当する金額以上を、契約締結時に企業局に納入するものとする。ただし、山形県公営企業財務規程第145条の規定のいずれかに該当する場合は、免除する。

## 8 日程（予定）

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| (1) 募集要領等の公表（公告） | 令和5年10月20日（金）               |
| (2) 参加申込書受付開始日   | 令和5年10月20日（金）               |
| (3) 質問受付期限       | 令和5年10月30日（月）               |
| (4) 参加申込書提出期限    | 令和5年11月6日（月）                |
| (5) 参加資格審査結果     | 令和5年11月13日（月）               |
| (6) 企画提案書提出期間    | 令和5年11月15日（水）～令和5年11月22日（水） |
| (7) 企画提案書審査結果    | 令和5年11月27日（月）               |
| (8) プレゼンテーション    | 令和5年12月上旬                   |
| (9) プロポーザル審査結果通知 | 令和5年12月中旬                   |

## 9 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出等に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルの業務以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要範囲において複製を行う場合がある。
- (4) 4(2)ア又はイに定める提出期間後における書類の再提出及び差し替えは原則として認めない。ただし、記述の誤りについて、企業局が認めた場合には訂正を認める。
- (5) 企業局の都合により、本プロポーザルを変更又は中止する場合がある。
- (6) 提出された書類は、山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第5条の規定により開示することがある。また、記載内容の開示の可否について、同条例第9条の規定により参加者に対し意見を求めることがある。
- (7) グループでの参加者にあつては、参加申込後の構成員の変更は認めない。万一変更があつた場合は、全構成員が参加資格を失うものとする。
- (8) 本プロポーザルへの重複参加(単独及びグループでの参加又は複数のグループでの参加)は認めない。

## 10 提出・問合せ先

山形県企業局電気事業課電力経営企画担当

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-2345

FAX：023-630-2741

メール：ykigyodenki@pref.yamagata.jp

別表 1

提出書類	提出書類の詳細・注意事項等
登記事項証明書	提出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る
印鑑証明書	提出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る
小売電気事業者の登録を証するもの	小売電気事業者として登録されたことを証明する書類の写し等(みなし小売電気事業者の場合は、それを証する書類の写し)
電気の販売実績を証するもの	発受電月報(電気関係報告規則)(令和4年度のもの)等
山形県内における電気の販売実績を証するもの	発受電月報(電気関係報告規則)(令和4年度のもの)等(都道府県別需要実績)
山形県税の納税証明書	納税証明書(山形県内に事業所を有する事業者の場合、全ての県税において現在県税の滞納がないことを証する納税証明書)提出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る
消費税の納税証明書	納税証明書(「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明)提出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る
財務諸表 ※企画提案書提出時に提出してください。	事業報告書、貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費が明示されているもの)、原価報告書又は減価償却費が明示されているもの(いずれも直近3会計年度のもの)

別表 2 非化石価値の活用の例

具 体 例
◎山形県民・山形県内企業等に対するCO2フリープランの提供
・CO2フリー電力の供給
・割安なCO2フリー電力料金メニューの設定
◎山形県の脱炭素化を推進する取組み
・非化石証書活用セミナー
・CO2削減に向けた事例勉強会等

※上記は、あくまでも例示であり、他の提案を妨げるものではありません。

別表 3 地域への貢献・還元事業の例

具 体 例
◎山形県民・企業等の電気料金の割引、ポイント還元等
・山形県内の企業・団体等を対象とした電気料金の割引等
◎山形県等への寄附等
・「山形県J-クレジット※」の購入 ※ 県民が設置した再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備や木質バイオマス燃焼機器)で生み出されたCO2削減効果を取りまとめ、国のJ-クレジット制度を活用して、非化石価値の取引により得られた収益を県内の環境保全事業に活用するもの
◎山形県の観光や物産の山形県外者へのPR等
◎山形県外者との交流の促進等

※上記は、あくまでも例示であり、他の提案を妨げるものではありません。

別表4 提案に対する評価基準

提案項目	提案内容	評価の視点	点数
買取価格	買取価格 ※企業局が設定する最低価格を下回る場合は失格とする。	・収益性（より大きな収入が得られるか）	50
非化石価値の活用	非化石価値の活用推進 ・非化石価値電力の普及拡大につながる、魅力ある電力料金メニューの設定等 ※提案内容に実現性が無いと判断される場合は0点とする。	・非化石価値を県民や県内事業所等へ届ける方策か	5
地域貢献	電力の地産地消（山形県内への売電）	・県内供給可能エリア（地域）の範囲の広さ ・販売電力量の大きさ	10
	地域への貢献・還元事業 ・山形県民・企業等の電気料金の割引、ポイント還元 ・山形県等への寄付 ・山形県の観光や物産の山形県外者へのPR等 ※提案が無い場合は失格とする。また、提案内容に実現性が無いと判断される場合は0点とする。	・山形県民又は山形県内企業にとって、どの程度効果的な提案か（大きさ・質）	20
企業局事業の推進	企業局事業の推進 ・技術研修や企業局のPR等 ※提案内容に実現性が無いと判断される場合は0点とする。	・企業局電気事業の技術向上やイメージアップ等につながるか	5
経営の安定性	経営状況の健全性	・事業者としての経営状況は健全であるか（利益の状況、資金繰りの状況等） ・今後も健全経営が見通せているか	10
合 計			100